

固定資産税の特例(令和7年度改正)

令和7年4月1日付の税制改正により、先端設備等導入計画に係る固定資産税の特例措置が令和9年3月31日までの2年間延長されました。
なお、固定資産税の特例措置の条件として、従業員への1.5%以上の賃上げ方針の表明が必須となりました。

主な改正点

項目	改正前	改正後
特例率・期間	賃上げ表明なし:3年間、課税標準を1/2に軽減	賃上げ表明なし:固定資産税の特例措置なし
	1.5%以上の賃上げ表明あり: ①令和6年3月31日までに取得した設備 5年間、課税標準を1/3に軽減 ②令和6年4月1日～令和7年3月31日の間に取得した設備 4年間、課税標準を1/3に軽減	1.5%以上の賃上げ表明あり: 3年間、課税標準を1/2に軽減 3%以上の賃上げ表明あり: 5年間、課税標準を1/4に軽減 ※令和9年3月31日までに取得した設備
設備の要件	年平均の投資利益率が5%以上となることが見込まれる投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備	年平均の投資利益率が5%以上となることが見込まれる投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備
対象設備	①機械装置 ②工具 ③器具備品 ④建物付属設備	①機械装置 ②工具 ③器具備品 ④建物付属設備